

偏見・差別とプライバシーに関する取組について

日本弁護士連合会

1 意見表明

新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明

(2020年(令和2年)7月29日付け。別紙1)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言

(同年9月4日定期総会宣言。別紙2)

2 相談活動

新型コロナウイルスに関する全国統一ダイヤルによる電話法律相談

(日本弁護士連合会・各弁護士会)

2020年(令和2年)4月20日(月)～7月22日(水)

あかん! コロナ差別 ホットライン (大阪弁護士会主催)

同年10月3日(土) 午前10時～午後4時 (別紙3)

人権週間における新型コロナウイルスと偏見・差別・プライバシー侵害ホットライン(仮題)(日本弁護士連合会主催)

同年12月4日(金) 午前10時～午後8時

同5日(土) 午前10時～午後5時

自殺予防週間における全国一斉「暮らしとこころの相談会」

(日本弁護士連合会・各弁護士会主催)

同年9月10日(木)～9月16日(水)の自殺予防週間を中心とした日程

全国一斉 解雇・失業・生活相談ホットライン

(日本弁護士連合会・各弁護士会主催)

同年11月12日(木) 午前10時～午後10時を中心として各弁護士会で設定した日時

3 シンポジウムの開催

2021年（令和3年）2月に、「人権イベント」として、「偏見・差別・プライバシー」をテーマとしたシンポジウムを開催する予定である。

別紙 1

新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明

今日、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者らを社会的に排除しようとする状況が発生している。例えば、感染者・医療関係者等に対するSNS上での誹謗中傷、感染者が確認された学校・施設等に対する非難、医療関係者等の子どもの通園・通学拒否、感染者の自宅への投石、県外ナンバー車・長距離運転業者の排斥、感染者のプライバシー侵害及びこれらを誘発する言動など、様々な偏見差別が生じている。

このような偏見差別は、基本的人権の尊重を基本原則とし、個人の尊厳、自由及び人格権（憲法13条）並びに法の下での平等（憲法14条）を保障する日本国憲法の下、感染者やその家族等の人格や尊厳を侵し、また、生活に重大な悪影響を与えるものであり、決して容認し得ないものである。

この点において想起されるべきは、感染症に関わる偏見差別の象徴であるハンセン病問題であり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においても、ハンセン病患者等に対する偏見差別を教訓として今後に生かすことが必要であること（前文）、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにすること（4条）が定められている。

確かに新型コロナウイルス感染症はハンセン病とは異なる特徴を有するものではあるが、感染症に関わる偏見差別という共通の問題を生じさせており、感染症を理由として個人の尊厳が侵され、偏見差別を受けることがあってはならないことを改めて社会共通の認識とする必要がある（当連合会「患者の権利に関する法律大綱案の提言」（2012年9月14日）、厚生労働省「ハンセン病問題に関する検証会議」最終報告書（2005年）各参照）。

そこで、政府及び地方自治体には、新型コロナウイルス感染症に関する必要かつ正確な情報提供及び十分な説明責任を果たし、偏見差別・人権侵害防止のための普及啓発・教育活動を積極的・継続的に講じることを求める。

また、弁護士をはじめ法曹関係者は、偏見差別の実態に直面したとき、法律相談をはじめあらゆる法的救済手段をもってその是正に向けた対応を行うとともに、それらの活動により偏見差別のない市民社会の構築に貢献する責務を有する。

当連合会は、新型コロナウイルス感染症に関わる偏見差別・人権侵害が見られる中、引き続き偏見差別を生み出さない社会を築くために努力する決意を表明する。

2020年（令和2年）7月29日

日本弁護士連合会
会長 荒 中

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題 や人権問題に積極的に取り組む宣言

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、我が国において、2020年1月以降全国各地に拡大した。政府は、同年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象地域とする緊急事態宣言を発令し、その後、この対象地域を全国に拡大した。これにより、市民が不要不急の外出や移動等の自粛を要請され、多数の事業者が営業等の自粛を求められた。緊急事態宣言は同年5月25日には全面的に解除されたものの、なお再度の感染拡大を予防する等の見地から、市民や事業者は、依然として制約された環境下での行動等を余儀なくされている。

このような中、事業者の事業継続が困難となっており、契約上のトラブルも増加している。労働者の雇用環境が悪化して生活に困窮する人が増え、家庭内においてはDVや虐待が深刻化している。また、感染者や医療従事者及びその家族らに対する差別や偏見による問題が生じている。このように、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多種多様な法的課題や人権問題が発生している。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士は、かかる状況の下においてこそ、その使命を果たさなければならず、これらの法的課題や人権問題に適時、的確に対処することが一層求められている。そのためには、個々の弁護士及び法律事務所が業務を持続させるとともに、弁護士会が法律相談センターを始めとする業務を機能させる必要がある。

以上の見地から、当連合会は、以下のとおり取り組む決意である。

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大により生じた多種多様な法的課題及び人権問題について、法律相談やADRなどの様々な法的サービスの提供手段を駆使して、これらの法的課題の解決及び人権の擁護に向けて真摯に取り組むとともに、有用な政策提言を積極的に行う。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するための、いわゆる「新しい生活様式」への移行を踏まえつつ、弁護士及び法律事務所が弁護士業務を持続し、弁護士会が法律相談センター等の機能を維持できるよう、各種の業務環境の整備に努める。あわせて、裁判所その他の関係機関と協議し、連携して適正かつ迅速に司法サービスを提供することにより、市民のための司法アクセスが確保、維持されるよう尽力する。

以上のとおり宣言する。

2020年（令和2年）9月4日
日 本 弁 護 士 連 合 会

提 案 理 由

1 新型コロナウイルス感染症の拡大と緊急事態宣言の発令

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている。世界保健機関は、2020年3月11日に、新型コロナウイルス感染症について「パンデミック」（世界的な大流行）を宣言し、その後も世界各国における感染拡大が報告されている。日本においては、同年1月15日に最初の感染者が確認され、その後、全国各地に感染が拡大していった。

政府は、同月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、その対策に当たるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（以下「特別措置法」という。）を経て、同年3月26日に同本部を特別措置法第15条第1項に基づく「政府対策本部」とした。

政府対策本部は、同月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を取りまとめ、各地域において感染経路の不明な患者やクラスター（患者間の関連が認められた集団）の発生を封じ込めることが、爆発的な感染拡大の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとした。また、感染拡大のリスクが高いとされる、いわゆる「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることを推進すべきとして、国民に広く呼び掛けた。

そして、政府は、同年4月7日に特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を発令した。この緊急事態宣言は、当初7都府県を対象地域とし、同月16日にはこれが全ての都道府県に拡大された。

各地の都道府県知事は、「三つの密」を避けるため、緊急事態宣言の発令に先立って、特段の法的根拠を伴わない事実上の外出自粛や営業自粛を要請し、緊急事態宣言の発令後においては、特別措置法第24条第9項又は第45条第1項に基づく「必要な協力」としての外出自粛、営業自粛等の要請を行った。

これらの政府及び都道府県の施策により、市民は不要不急の外出や移動等を自粛し、企業は接触機会の削減の観点から時差通勤やテレワークの活用などの協力を行った。また、飲食店を始めとする多数の事業者が営業等の自粛を行った。

同年5月14日以降、緊急事態宣言は順次解除され、同月25日には全面的に解除されたものの、再度の感染拡大を予防する等の見地から、市民は、依然として制約された環境下での行動等を余儀なくされている。新型コロナウイルス感染症については、今後も短期間での終息が期待できないことから、市民に

は、感染拡大を予防するための、いわゆる「新しい生活様式」への移行が求められている。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題への対応

(1) 多種多様な法的課題や人権問題の発生

このような社会状況下において、経済活動が混乱、停滞することにより、数多くの契約トラブルが発生している。また、多くの企業や事業者の業況が急速に悪化し、資金繰りに苦慮する事態、さらには経営破綻に直面する事態にまで及んでいる。これに伴い、様々な労働問題が発生しているほか、失業者が急増するなど雇用環境が悪化している。家賃や生活費の支払に困難を来すなど生活が困窮する人が急増しており、学費の支払に窮して学業の継続が困難になった学生も増えている。

他方で、市民の困惑に付け込んだ詐欺的取引や悪質な商法による消費者被害も発生している。

家庭においては、長引く外出自粛要請の中で、DVや家庭内における虐待が深刻化している。

また、医療従事者や福祉関係者の精神的・身体的な過重負担が指摘されている中で、感染者や医療従事者、さらにはその家族に対するいわれのない差別や偏見による問題が生じている。

さらに、対面によるコミュニケーション機会が減少し、インターネットやSNS等を通じたコミュニケーション機会が増える中、匿名性を背景とした他者に対する誹謗中傷や名誉信用の毀損、ヘイトスピーチなどが増加している。

(2) 弁護士による多種多様な法的課題や人権問題への対応の必要性

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士は、このような状況下においてこそ、その使命を果たすことが切実に求められている。

当連合会は、この事態を災害と位置づけ、2020年4月16日に新型コロナウイルス感染症に関連する各種の法的課題に対処するため、COVID-19対策本部を設置し、情報収集と各弁護士会及び弁護士会連合会との連携協力を図ることとした。

我々弁護士は、これまでに、様々な災害や経済危機の際に発生した多種多様な法的課題や人権問題に対応してきた。各地の弁護士会は、このような数々の経験と実績を活用し、各種の法律相談等により新型コロナウイルス感染症に関連する法的課題への対応を実践している。当連合会においても、全国統一ダイヤルとウェブサイトから受け付けた相談申込みに対し、全国の弁護

士会の協力を得て、各地の弁護士が無料で相談に応じる電話相談事業を実施するなどして各種の法的課題や人権問題に対応してきた。

また、当連合会は、新型コロナウイルス感染症に関して発生した数々の社会的課題について問題性を指摘し、解決のための政策を提言するため、各種の会長声明等を公表してきた。

もっとも、事態は時々刻々と変化しており、今後も様々な問題が発生することが想定される。そのため、当連合会は、一丸となって、これまでに蓄積してきた知識や経験を結集し、新型コロナウイルス感染症に関連する多種多様な法的課題及び人権問題について、法律相談やADRなどの様々な法的サービスの提供方法を駆使し、また、有用な政策提言を積極的に行うなどして、これらの法的課題の解決及び人権の擁護に向けて、迅速かつ適切に対応していく必要がある。

3 市民のための司法アクセスの確保、維持

(1) 弁護士及び法律事務所による業務遂行の維持

個々の弁護士及び法律事務所がこのような法的課題の解決や人権の擁護に向けて迅速かつ適切に対応していくためには、弁護士及び法律事務所の業務が持続可能であることが必要となる。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、個々の弁護士及び法律事務所が感染を予防しながらその業務を持続するためには、リモートワーク体制の構築やウェブ会議システムの活用など依頼者との対面機会を低減させながらも継続的な業務の遂行を可能とする事務所運営上の環境を整備することも重要となる。

この点、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の中、多くの弁護士及び法律事務所は、個々の弁護士が司法を支える役割を担うという自覚を持って、感染拡大の予防の観点から、それぞれの創意工夫により弁護士業務を継続し、市民のために法的サービスを提供してきた。今後、新型コロナウイルス感染症を予防するための、いわゆる「新しい生活様式」への移行に伴い、これに対応した法的サービスの提供の在り方を模索することも必要となる。

当連合会は、このような持続可能な法律事務所運営の実現に有益なノウハウその他の情報を収集し、弁護士及び法律事務所と共有することにより、個々の弁護士及び法律事務所が、より一層、合理的かつ効率的にその業務を持続することができるような環境を整備するよう努める。

(2) 法律相談センターその他の弁護士会の業務の維持

市民の弁護士に対する司法アクセスを確保、維持するためには、法律相談

センターの活用を始めとする全国の弁護士会が担う役割は極めて大きい。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に当たり、当連合会及び各弁護士会は、それぞれの業務継続計画（BCP）に従って一部の機能を縮小しながらも必要な機能を継続し、また、状況に応じて順次業務を再開させていった。その過程において、平常時から体制を整備しておく必要性等、多くの課題が確認された。当連合会及び各弁護士会における業務継続の在り方については、常に検証を行い、業務継続計画（BCP）の見直しを繰り返していくことが必要である。

当連合会は、当連合会及び弁護士会が市民の弁護士に対する司法アクセスを確保、維持するために担っている意義を再確認し、状況に応じた最適な機能を維持継続することができるよう、弁護士会における業務環境の整備に努める。

(3) 裁判所その他の関係機関との協議、連携

我が国における司法システムが適正かつ迅速に機能するためには、個々の弁護士、法律事務所及び全国の弁護士会が業務継続を行うのみでは足りず、裁判所、検察庁、日本司法支援センター、児童相談所及びその他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携が不可欠である。

関係機関がそれぞれの業務継続計画（BCP）に従った業務縮小を実施した結果、利用者である市民に過度な不都合が生じることがあってはならない。そのため、弁護士や弁護士会が、関係機関との間で、業務継続の在り方等について、丁寧な対話を重ねることが不可欠である。当連合会は、司法システムの担い手の一つとして、関係機関との間で利用者の目線に立った業務継続の在り方について協議し、連携して適正かつ迅速な司法サービスの提供を継続するために力を尽くす。

4 結論

以上のとおり、当連合会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の団体として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な法的課題や人権問題の解決のために積極的に取り組む。

また、弁護士及び法律事務所が弁護士業務を持続し、弁護士会が法律相談センター等の機能を維持するための環境整備に努めるとともに、関係機関と協議し、連携して適正かつ迅速に司法サービスを提供し、市民のための司法アクセスが確保、維持されるよう尽力する。








別紙 3

緊急実施!

コロナ差別 ホットライン

新型コロナによる偏見・差別、バッシング、不利益取り扱いなどに関する電話相談



-  「感染したなら会社をやめてほしい」と言われた
-  「あの店の従業員に感染者が出た」というデマをSNSで拡散された
-  病院に勤務しているというだけで入店を断られたり、子どもの保育所通園を断られた
-  市が詳しい情報開示をしたため個人や勤務先が特定されSNSに書き込まれてしまった
-  外国人だから感染しているかもしれないから近づくなと言われた

未知のウィルスへの不安や恐れのためか、感染してしまった方やそのご家族、さらにはその会社や学校、また医療・介護従事者や飲食店などへの差別やバッシングが各地であとを絶ちません。被害者がなかなか声を上げることができない状況もあり、実態把握と救済が求められています。弁護士会としてもご相談の受け皿を作り、様々な悩みをお寄せいただき、実態を把握して国や自治体とともにコロナ差別をなくす取組みに繋げていきたいと考えています。

開催日時

2020年 10月3日(土) 10時~16時

電話番号

06-6364-2046

相談料
無料



大阪弁護士会

11

大阪市北区西天満1丁目12番5号

事例からみる偏見・差別等の法的評価・法的対応、相談先（イメージ）

個人から個人に対する偏見・差別等	法的評価	法的対応	相談先
<ul style="list-style-type: none"> ・「親は熱があるのに仕事行って同僚と飲み歩いたのか。投石部隊かまわんやれ。」と投稿 			
<ul style="list-style-type: none"> ・SNSにて個人の氏名とともに「コロナをばらまいた」「逮捕されるべき」などと誹謗中傷されている 			
<ul style="list-style-type: none"> ・SNSにて個人の氏名と「コロナ」のタグとともに、個人が感染前との行動についてSNSに投稿した内容のスクリーンショットを投稿 			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域掲示板(サイト)にて個人の氏名とともに、個人やその家族の感染前後の行動について非難している 	名誉毀損		
<ul style="list-style-type: none"> ・海外在住で発熱した後、体調が万全でない状態で日本に帰国することをSNSで発信した結果「帰ってくるな」「コロナを持ち込むな」「テロリスト」などと誹謗中傷された 		削除依頼, 仮処分, 損害賠償, 告訴	弁護士会, 法テラス, 自治体, 法務局, 各種民間窓口(誹謗中傷ホットライン等), 警察など
<ul style="list-style-type: none"> ・「コロナ家族出ていけ!」と書き込み 			
<ul style="list-style-type: none"> ・高校でのクラスターに関し、高校に対し、生徒を中傷するような電話が殺到。生徒写真がインターネット, SNS上に流出し「マスクも着けずにコロナをばらまいている」との批判とともに、その写真をネット上で拡散 	(特定個人を対象とする場合)名誉毀損		
<ul style="list-style-type: none"> ・「こうしてコロナが〇〇(市名)を侵食していくんだ。名前書いたらろかな…」と書き込み 			
<ul style="list-style-type: none"> ・「帰省するヤツとか逮捕できるよにしやなあかん」と書き込み 	人格権侵害	損害賠償	
<ul style="list-style-type: none"> ・入院していた家族が、退院した後に近所の住人から「コロナで入院していたのと違うのか」と言われた 	器物損壊	損害賠償, 告訴	
<ul style="list-style-type: none"> ・他県から県内に仕事で来ているが、車にいたずらされた。他県ナンバーなので嫌がらせをされたのではないかと思う 			

個人から法人に対する偏見・差別等		法的評価	法的対応	相談先
<ul style="list-style-type: none"> ・Twitterで「従業員が感染している」「店の周りは気をつけた方がよい」 ・「〇〇(市名)のコロナ感染者, C中学校の生徒とかやばいでしょ。〇〇どおりの〇(店舗)とか普段よく行くけど危ないな!!」と書き込み ・「(クラスターが発生した)〇〇大の近辺で外食できない」と書き込み ・県内初めての感染者の確認に関し, 勤務先に対して誹謗中傷を含む電話や, 誹謗中傷のメールが多数寄せられ, 会社ホームページへアクセスが殺到しサーバーがダウン 	名誉毀損	削除依頼, 仮処分, 損害賠償, 告訴 仮処分, 損害賠償, 告訴	弁護士会, 法テラス, 自治体, 法務局, 各種民間窓口(誹謗中傷ホットライン等), 警察など	
	(特定法人を対象とする場合)名誉毀損 名誉毀損, 業務妨害 名誉毀損			

法人(職場以外)から個人に対する偏見・差別等		法的評価	法的対応	相談先
<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者に対する来店や施設の利用拒否, その家族に対する同様の対応 	差別的取扱い	損害賠償	弁護士会, 法テラス, 自治体, 法務局, 各種民間窓口(誹謗中傷ホットライン等), 警察など	

法人(職場)における個人に対する偏見・差別等	法的評価	法的対応	相談先
<ul style="list-style-type: none"> ・「活動自粛なのに帰省するとは何事か」「もうクビだ」 ・中華街に行き、コロナ扱いされ出勤停止になりました ・検査は陰性だったが出勤させてもらえず、雇用契約期間を変更されたり今月分の勤務表から名前を削除された ・「病院で働いているなら、ばい菌をまきちらすのだから、来るな」 ・コロナではないと診断を受けているが、同僚から「コロナ野郎！」等々嫌がらせを受けている ・感染がはつきりしていないうちにコロナの症状があると実名で会社中に広められて、とても心苦しい思いをしました ・隣県へ親族の葬儀に出席し、帰県後、職場復帰したところ、悔やみではなく職場で感染を警戒する言葉だけかけられた ・感染者の出た自治体にある会社で働いているが、会社への来客にお茶を出したら「コロナがうつるからいらぬ」と言われた 	<ul style="list-style-type: none"> 不当解雇 不当な出勤停止 不当な労働条件変更 ハラスメント 職場環境配慮義務違反 	<ul style="list-style-type: none"> 地位等確認、損害賠償 損害賠償 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会、法テラス、労働基準監督署、自治体、法務局、各種民間窓口(連合等)など